

門真市市内緑化協力活動指針（門真市工場立地法に基づく準則を定める
条例第6条関係）

令和4年7月1日

門真市工場立地法に基づく準則を定める条例（令和4年門真市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、門真市市内緑化協力活動の指針及び手続きについて必要な事項を次のとおり定めます。

1 市内緑化協力活動の趣旨

市が条例の制定により、市内特定工場の緑地及び環境施設の割合を緩和すると同時に、当該緩和措置の適用を受けようとする届出者に対し、市内における緑化協力活動の実施を努力義務として依頼することで、周辺地域等市内における緑化の推進を図ることを目的とします。

2 市内緑化協力活動の実施対象者

製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）に関して工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届出が義務付けられている者が、条例第4条規定により、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を、法第4条第1項の規定により公表された準則で定める割合よりも低い割合で、当該環境施設（緑地を含む）を整備しようとする者が対象となります。

3 市内緑化協力活動の内容

市内緑化協力活動は、次の(1)、(2)に掲げる取組のうち、少なくとも1つ以上の取組を実施するものとします。

(1) 工場等の周辺の地域における公園等の保全活動の実施

本市の区域内に設置されている公園や緑地帯等（以下「公園等」という。）において、緑化の推進活動や維持活動（及びそれらと同時に実施する清掃活動や美化活動）を以下のア～エに掲げる条件のもと行うこととします。

ア 実施期間は1年以上とする。

- イ おおむね週 1 回以上実施する。
- ウ 活動は 2 名以上の人員で実施する。
- エ 当該公園等の設置者及び管理者との間で、実施内容について調整を行い、その了承を得る。

(2) 公園等緑化整備等に関する寄付

本市が行う緑地の整備等に対する寄付をもって行うものとします。

①寄付金の額

寄付金の額は、工場等敷地面積に法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則で定める環境施設の面積の敷地面積に対する割合の下限值（25%）を乗じた面積から、1 の届出による工事等完了後における環境施設の面積を引いた面積を、工場等敷地面積のうち当該変更届出により増加又は建替えを行った生産施設の面積の割合を乗じた面積 1 m²あたりに金 3,000 円を乗じた額を下限額とします。

具体的な算定式は以下のとおりです。

$$\text{寄付金の額 } M (\text{円}) = (0.25 \times S - e \times S) \times \Delta P / S \times 3,000$$

ただし、 $\Delta P > 0$ とします。

$M \leq 0$ の場合は $M = 0$ とします。

S : 当該工場等の敷地面積

ΔP : 当該変更届出により建替え又は増加させる生産施設の面積

e : 当該変更届出による工事等完了後における環境施設の面積率

ただし、工事等完了後における環境施設及び緑地の整備状況（面積率）

により、e は以下の値をとるものとします。

	市準則		適合・不適合パターン			
	準工業地域	工業地域	i	ii	iii	iv
当該工場全体の 環境施設面積率	15%	10%	○	○	×	×
当該工場全体の 緑地面積率	10%	5%	○	×	○	×

(届出による工事等完了後において、○…適合 ×…未適合)

※特定工場の新設、又は既存工場で「当該変更に係る届出による工事等完了後」に設置される環境施設及び緑地の面積率が市準則での面積率を満たす場合は【パターン i】となります。

※既存工場で「当該変更に係る届出による工事等完了後」に設置される環境施設及び緑地の面積率が市準則での面積率を満たさない場合は【パターン ii～iv】となります。

【パターン i】

準工業地域・工業地域 $e =$ 「当該変更に係る届出による工事等完了後」に設置される環境施設の工場等敷地に対する面積率とします。

【パターン ii～iv】

準工業地域の場合 $e = 0.15$ (市準則での環境施設面積率) とします。

工業地域の場合 $e = 0.1$ (市準則での環境施設面積率) とします。

《算定式の解説》

$(0.25 \times S - e \times S)$: 届出による工事等完了後に設置される当該工場等の環境施設面積について、国準則 (25%) で算定した場合と比較し、不足している環境施設の面積

$\Delta P / S$: 当該変更届出により増加等 (建替えを含む) させた生産施設面積の全敷地面積に対する割合

②寄付金の取扱い

寄付金は門真市の「都市整備基金」（開発行為に係る開発区域周辺の公共施設の維持及び整備並びに市が管理する水路、道路及び公園の設置、維持及び整備に要する費用に充てるもの。）に積み立て、「公園等の緑地の整備に要する費用」に活用します。

なお、本社が他市にある場合は、「企業版ふるさと納税制度」も活用できます。

4 市内緑化協力活動実施の手続き

市内緑化協力活動の実施にあたっては、工場立地法の届出と同時に、以下の手続きをお願いします。ただし、申出の前に門真市産業振興課と事前相談を行っていただくようお願いします。

(1) 工場等の周辺の地域における公園等の保全活動の実施

「市内緑化協力活動実施申出書」（様式第1号）を作成のうえ、門真市産業振興課まで提出ください。その際、市内緑化協力活動を実施する緑地等の設置・管理者との間で、活動内容について調整を行い、その了承を得たことが分かる書類（協定書等）を添付してください。

また、活動完了後（1年以上実施する活動にあつては届出日より1年を経過する毎）、1月以内に「市内緑化協力活動実施報告書」（様式第2号）を提出してください。その際、活動を実施した日ごとに、活動の内容がわかる写真等の資料を添付してください。

(2) 公園等緑化整備に関する寄付

門真市産業振興課までご相談のうえ「寄付申出書（市内緑化協力活動）」（様式第3号）を作成し、提出してください。後日、市から指定の口座を通知いたしますので、寄付金を振込ください。

以上

様式第 1 号（指針 4 関係）

市内緑化協力活動実施申出書

年 月 日

門真市長 （氏 名） 様

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 }

（担当者） 電話（ ）（ ） 番

門真市市内緑化協力活動指針（工場立地法に基づく準則を定める条例第 6 条関係）
に基づき以下のとおり活動することを申し出ます。

当該活動の連絡先	フリガナ	
	担当者名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	
活動計画	活動期間	年 月 日～ 年 月 日
	活動期間内における実施回数及び予定日時	
	活動に携わる実人数	人／回

	活動内容	
--	------	--

留意事項

- 1 市内緑化協力活動を実施する緑地等の設置・管理者との間で、活動内容について調整を行い、その了承を得たことが分かる書類（協定書等）を添付してください。
- 2 枠が足りない場合は適宜拡げてください。

様式第2号（指針4関係）

市内緑化協力活動実施報告書

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 }

（担当者） 電話（ ）（ ） 番

年 月 日付で申出た市内緑化協力活動の実施について、門真市市内緑化協力活動指針（工場立地法に基づく準則を定める条例第6条関係）に基づき以下のとおり報告します。

当該活動の連絡先	フリガナ	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
活動実績	活動期間	年 月 日～ 年 月 日（1年間）
	活動期間内における実施回数及び日時	
	活動に携わった実人数	人／回

	活動内容	
--	------	--

留意事項

- 1 活動完了後（1年以上実施する活動にあつては届出日より1年を経過する毎）、1月以内に市内緑化協力活動実施報告書（様式第2号）を提出してください。その際、活動を実施した日ごとに、活動の内容がわかる写真等の資料を添付する必要があります。
- 2 枠が足りない場合は適宜広げてください。

様式第3号（指針4関係）

寄付申出書（市内緑化協力活動）

年 月 日

門真市長（氏 名）様

届出者 { 氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつてはその代表者の氏名 }

（担当者） 電話（ ）（ ） 番

門真市市内緑化協力活動指針（工場立地法に基づく準則を定める条例第6条関係）
に基づき以下のとおり寄付することを申し出ます。

寄付 者情 報	所在地	〒
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
寄付金額	金	円
寄付先の指定	例) 市内の公園等の緑化整備に係る費用へ寄付します	
特記事項 ※該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を付してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業名の公表（<input type="checkbox"/>公表可能 ・ <input type="checkbox"/>公表不可） ⇒ 公表可能な場合（<input type="checkbox"/>市広報、HP ・ <input type="checkbox"/>プレスリリース・ <input type="checkbox"/>公園等での寄贈者名などを表示する広告物） ・ 寄付額の公表（<input type="checkbox"/>公表可能 ・ <input type="checkbox"/>公表不可） ⇒ 公表可能な場合（<input type="checkbox"/>市広報、HP ・ <input type="checkbox"/>プレスリリース） 	

・感謝状の贈呈（希望する ・ 希望しない）
⇒公表可能な場合（市広報、HP ・ プレスリリース）

※感謝状は 20 万円以上の寄付を対象としています。